

1. 自動車に係る認証に関する国際的な動向について

- 自動車に係る認証については、装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び相互承認の実施を図ることを目的とした「車両等の型式認定相互承認協定」(1958年協定)(※1)に基づき、我が国を含めた協定締約国においては、相互承認が行われているところ。
- 2009年、国連欧州経済委員会の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、1958年協定に基づく自動車に係る認証の相互承認を「装置単位」から、「車両単位」へ発展する制度として、「国際的な車両認証制度」(IWVTA)を創設することに合意(※2)。現在、**2016年3月のIWVTA創設を目指し、議論が進行中**。
(「別紙」参照)

※1 正式名称:「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」

※2 **IWVTAの対象は新型乗用車**

2. R117-02導入に際しての留意点

- R117-02は、タイヤの転がり音(騒音)とともに、ウェットグリップ及び転がり抵抗に係る性能要件に関し、試験法、規制値等を規定。R117-02を採択する国には、上記三要件の国内導入が求められる。
- WP29においては、R117-02をIWVTAの相互認証の対象項目とすることが検討されているところ。



(別紙) 国際的な車両認証制度(IWVTA)について

(IWVTA: International Whole Vehicle Type Approval)

1. IWVTAの概要と期待される効果

○1958年協定に基づく自動車に係る認証の相互承認を「装置単位」から、「車両単位」へ発展する制度。



○基準調和及び認証の相互承認により、設計仕様の統一や部品の共通化を通じて、開発・認証・生産コストが低減。

○アジア等の新興国においても、国際的に調和のとれた車両型式認証制度の整備が促進。

IWVTAのメリット



ユーザー

■ 適正な価格でのより安全で環境にやさしい自動車の利用

自動車メーカー等事業者

- 部品共通化によるコストの削減
- 各国毎の基準に合わせた開発時間の削減
- 各国毎の認証手続きに係わる費用や時間の削減
- さらなる安全・環境技術の開発に注力

行政機関

- 基準調和により、高度な安全・環境基準が国際的に普及
- 審査作業の効率化
- 新興国等における車両型式認証制度の整備促進

2. 経緯と今後の展望

- 2007年11月** IWVTA創設の構想を国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)の場で日本から発表。
- 2009年11月** 国内での検討を重ね、IWVTA創設の提案をWP29で行い、満場一致で可決。
- 2010年 3月** WP29の下にIWVTAの専門家会議が設置され、EU・豪州・南ア・露等各国が参加し議論が開始。
日本と欧州委員会が共同副議長に就任し、全体の活動をリード。
- 2012年 3月** 専門家会議の2年間の活動の成果として、IWVTA創設のためのロードマップ、1958年協定改定項目、IWVTAに必要な技術法規リスト等、IWVTAの大筋の枠組みに関してWP29の場で合意。
- 2012年 6月** ロードマップに基づく取組をWP29において開始(1958年協定の改定、IWVTA 法規作成作業等)。

2016年3月のIWVTA創設を目指して取組を進めていく